

2 租税特別措置法に係る所得税の取扱い

(1) 中間配当の支払をしなかった事業年度に係る利益の配当の計算の基礎となった期間

8の5—3 削除

【解説】

旧商法では、事業年度を1年とする会社は、定款において中間配当をする旨を定めている場合には、一事業年度につき1回に限り取締役会の決議により中間配当を行うことができることとされており（旧商法293の5）、この場合の中間配当及び決算配当に係る配当所得の計算の基礎となった期間は1年未満であるとしていた。

本通達は、当該会社が中間配当の支払をしなかった事業年度に係る利益の配当の基礎となった期間は1年以上であるものとして措置法第8条の5第1項の規定を適用することを明らかにしたものの。

【改正の趣旨等】

会社法では、株式会社は、剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって一定の事項を定めることにより（会社法454①）、期中いつでも、何度でも剰余金の配当をすることができることとされた。

（注）一定の要件を満たした会計監査人設置会社については、剰余金の配当等を取締役会が決定できる旨の定款の定めを置く特則が設けられている（会社法459）。

確定申告を要しない配当所得の金額基準は、配当計算期間（当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日の翌日から当該内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日までの期間）を基に計算することとされた（措法8の5①一）ことから、本通達を削除した。